

蒲郡市高齢者等生活支援事業（ワンコインお助けサービス事業）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、在宅の高齢者等に対し、既存の公的サービス等で対応できない生活上の簡単な困りごとの生活支援を安価に提供することにより、住み慣れた地域での安心した生活を支援することを目的として行う蒲郡市高齢者等生活支援事業（ワンコインお助けサービス事業）（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、蒲郡市（以下「市」という。）とする。

2 市は、事業を公益社団法人蒲郡市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に委託するものとする。

（対象者）

第3条 この事業の対象となる者は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 65歳以上の高齢者と身体に障害のある者のみで構成される世帯に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、グループホーム若しくは有料老人ホームに入所し、又は治療を目的とする医療施設に入院している者は、対象としない。

（事業内容）

第4条 事業におけるサービスの内容は、別表のとおりとする。

（利用の方法）

第5条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、シルバー人材センターが別に定める方法により利用の申込みをするものとする。

（費用負担）

第6条 事業の利用にあたり利用者が負担する費用の額は、1サービスにつき500円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、その他事業の利用に付随して発生する費用がある場合は、当該費用についても利用者の負担とする。

2 利用者は、前項の費用を、事業を利用したときにシルバー人材センターに直接

支払うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、シルバー人材センターと協議の上、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

サービスの内容（概ね30分程度で完了できるものとする。）	
1	ごみ出し
2	電球の取替
3	洗濯物・布団の干し
4	洗濯物・布団の取り込み、畳み
5	簡単な裁縫
6	庭木の水やり
7	話し相手
8	その他高齢者等の生活支援に関するもの